

## 障害者福祉施策に関する公開質問状

平成24年11月22日 聴覚障害者制度改革推進静岡県本部では、以下の通り衆議院選挙立候補者に対し、公開質問状を出しましたので、各候補の回答を掲載します。(回答締め切り11月28日)

<衆院選県内立候補予定者>

### ▽1区

牧野 聖修 (67)	民 主	現	回答あり
上川 陽子 (59)	自 民	元	
河瀬 幸代 (61)	共 産	新	回答あり
小池 政就 (38)	みんな	新	

### ▽2区

津川 祥吾 (40)	民 主	現	
井林 辰憲 (36)	自 民	新	
四ツ谷 恵 (59)	共 産	新	回答あり
諸田 洋之 (46)	維 新	新	党として回答

### ▽3区

小山 展弘 (36)	民 主	現	回答あり
宮澤 博行 (37)	自 民	新	
岡村 哲志 (61)	共 産	新	回答あり
鈴木 望 (63)	維 新	新	党として回答

### ▽4区

田村 謙治 (44)	民 主	現	
望月 義夫 (65)	自 民	現	
藤浪 義浩 (65)	共 産	新	
小林 正枝 (40)	生 活	現	

### ▽5区

細野 豪志 (41)	民 主	現	
吉川 赳 (30)	自 民	新	
大庭 桃子 (56)	共 産	新	回答あり

### ▽6区

渡辺 周 (50)	民 主	現	
勝俣 孝明 (36)	自 民	新	回答あり
井口 昌彦 (58)	共 産	新	回答あり
日吉 雄太 (44)	生 活	新	

### ▽7区

齊木 武志 (38)	民 主	現	
城内 実 (47)	自 民	現	

### ▽8区

斎藤 進 (41)	民 主	現	
塩谷 立 (62)	自 民	現	
平賀 高成 (58)	共 産	元	
太田 真平 (26)	生 活	新	
源馬謙太郎 (39)	維 新	新	党として回答

【1区】

	牧野聖修 (民主党)	上川陽子 (自民党)	河瀬幸代 (共産党)	小池政就 (みんな)
1	現下の厳しい財政のなかでぎりぎりの選択をさせていただきました。引き続き見直しを進めてまいりたいと存じます。	回答なし	障害者総合支援法には障害者自立支援法の骨格が依然として残っている。裁判で国が約束した基本合意に反しています。私たちは、基本合意や「骨格提言」にそった障害者総合福祉法に抜本的に見直すべきと考えます。本来、生存権理念に照らせば障害者の福祉や医療を無料にすることは当然です。予算を抜本的に引き上げ、地域間格差をなくした全国共通の仕組みにしてゆきます。	回答なし
2	事業継続が円滑に出来るよう利用の整備を検討させていただきたいと思います。		コミュニケーション支援は、聴覚障害者にとってはなくてはならない基本的な支援です。にもかかわらず、国が地域生活支援事業予算をおさえていることから地域によって格差が生まれていることは大問題です。身体障害者手帳所持を条件としないで必要な人が使える包括的な支援にするために国は十分な予算を配分すべきです。	
3	連絡調整業務についてその重要性を認識しております。報酬保障についても検討課題にしていきたいと思います。		意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターの設置を義務化し、専門性にふさわしく報酬を保障すべき。	
4	行政機関の情報提供の道がひらけるよう努力してまいります。		福祉事務所などに手話のできるケースワーカー等の相談員を配置したり、自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員配置など、いずれも不可欠な行政機関の情報提供です。公的機関が先頭に立ってアクセシブルな情報の提供をおこなうことは当然実施されるべきものです。	
5	(1) 権利、参政権の観点から改善すべきと考えております。		(1) 候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報を制限されることは憲法に反します。早急に公職選挙法を改正すべきです。参政権を保障すべきです。	
	(2) 時間的制約もあり実施することが不可能と思います。		(2) 党本部が責任を持って手話通訳と字幕の付与を実施しています。演説会でも可能な限り手話通訳や要約筆記、ループなど活用に務めています。	
6	あらゆる差別がない社会の構築をめざして政治活動しております。人権は国境を超えた誰にも等しく保障された権利と考えております。	障害者権利条約の批准を進めるためにも、実効ある障害者差別禁止法の制定は不可欠です。総合支援法は、「骨格提言」をほとんど反映しませんでした。国の約束違反です。差別禁止部会がまとめた「意見書」にもとづいた法案が提出されるよう求めています。		

7	障害者の社会進出が確保されるよう全力してまいります。		障害者権利条約第21条や、障害者基本法改正による付帯決議に「法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることから、法制化は必要です。	
8	皆さまのお声を施策に反映させるべく努力いたします。		何よりも「基本合意」や「骨格提言」にもとづく障害者総合福祉法を制定することです。応益負担はなくし、福祉や医療を無料にして、障害者のくらしと権利をまもります。	

【2区】

	津川祥吾 (民主党)	井林辰憲 (自民党)	四ツ谷恵 (共産党)	諸田洋之 (維新) 【党として回答】
1	回答なし	回答なし	障害者総合支援法は事実上の障害者自立支援法です。これを抜本的に見直し、基本合意や「骨格提言」にそった障害者総合福祉法を実現します。生存権の理念に照らすならば、障害者の福祉や医療を無料にすることは当然です。障害者予算を抜本的に引き上げて、地域間格差をなくした全国共通のしくみをつくっていきます。	検討事項の継続したアセスメントを行い、結果に添った政策の変更立案は行うべき。
2			コミュニケーション支援は、聴覚障害者にとってなくてはならない基本的な支援です。しかし、国が地域生活支援事業予算をおさえていることから、自治体の裁量による自治体間格差が生まれてしまうことは大きな問題です。身体障害者手帳所持を条件としない、必要とされる人が使える包括的な支援となるよう、国は十分に予算を配分を行うべきです。	市町村により差異があるのは残念な事
3			意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターは設置を義務化します。専門性が高く役割が大きいことから、それにふさわしく報酬を保障すべきです。	現在都道府県単位で設置されている障がい者就労支援事業所などを、視覚障がいを含め様々な障がいの支援事業所としての利用の拡大を行うべき又コーディネーター事業や意思疎通支援従事者の身分保障については福祉産業としての産業化に努めたい。
4			福祉事務所などに手話で相談できるケースワーカーなどの配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員配置などは、いずれも行政機関が果たすべき責任があります。公的機関が先頭にたつてアクセシブルな情報の提供をおこなうことは当然実施されるべきものです。	福祉資源としての手話通訳者が不足している現状、行政機関細部に手話のできる職員の配置等は非常に困難です。聴覚障がい者における行政サービス窓口の一元化を行うなど、まずは現在ある資源の活用を最大限にできたらと考えます。
5			(1) 候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報入手の制限は、憲法に反する事態です。早急に公職選挙法を改正する必要があります。障害者権利条約の批准や「意見書」にもとづく障害者差別禁止法の制定を求める立場からも、参政権などの保障は当然だと考えます。	(1) 字幕は必要と考えます。

		(2) 総選挙小選挙区の持ち込みビデオにおいては、日本共産党本部が責任をもって手話通訳と字幕の付与を実施しています。	(2) 今回の政見放送についても、重要な部分には字幕をつけております。
6		障害者権利条約の批准をすすめる上で、実効性のある障害者差別禁止法の制定が不可欠です。総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど反映されていないため、当事者の怒りを呼びました。そうしたことをくりかえすことなく、差別禁止部会がまとめた「意見書」にもとづいた法案が提出されるよう求めています。	
7		障害者権利条約第 21 条「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」や、先の障害者基本法改正による付帯決議の「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることから、情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律はぜひとも必要です。	法律の設定よりも、現状に即した情報アクセスコミュニケーション手段の拡充へ社会の意識を高めていく事が大切だと考えます。
8		障害者権利条約の批准をすすめるためにも、「基本合意」、「骨格提言」にもとづく障害者総合福祉法を制定することが必要です。応益負担はなくし、福祉や医療を無料にして、障害者のくらしと権利を守っていきます。	発達障がい児・者及び支援を必要とする児に対する包括的支援策を考えております。

【3区】

	小山展弘 (民主党)	宮澤博行 (自民党)	岡村哲志 (共産党)	鈴木望 (維新) 【党として回答】
1	今後地域間格差の是正に努め、予算を拡充する。	回答なし	障害者総合支援法は事実上の障害者自立支援法であり、抜本的に見直し、基本合意や「骨格提言」にそった障害者総合福祉法を実現する。生存権理念に照らせば、障害者の福祉や医療を無料にすることは当然です。障害者予算を抜本的に引き上げ、地域間格差をなくした全国共通のしくみをつくる。	検討事項の継続したアセスメントを行い、結果に添った政策の変更立案は行うべき。
2	全国で一律となる制度の確立が必要		コミュニケーション支援は、聴覚障害者にとってなくてはならない基本的な支援である。それにもかかわらず、国が地域生活支援事業予算をおさえていることから、自治体の裁量による自治体間格差が生まれてしまうことは大きな問題である。身体障害者手帳所持を条件としない、必要とされる人が使える包括的な支援となるよう、国は十分に予算を配分すべきと考える。	市町村により差異があるのは残念な事
3	コーディネーター設置の義務づけや報酬の増額が必要		意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターは設置を義務化し、専門性が高く役割が大きいことにふさわしく報酬を保障すべきである	現在都道府県単位で設置されている障がい者就労支援事業所などを、視覚障がいを含め様々な障がいの支援事業所としての利用の拡大を行うべき又コーディネーター事業や意思疎通支援従事者の身分保障については福祉産業としての産業化に努めたい。
4	ノーマライゼーションをすすめ、誰にでも行政にアクセスできるようにすべし。		福祉事務所などに手話で相談できるケースワーカー等の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員を配置することなどは、いずれも不可欠な行政機関の責任である。公的機関が先頭にたつてアクセシブルな情報の提供をおこなうことは当然実施されるべきものとする。	福祉資源としての手話通訳者が不足している現状、行政機関細部に手話のできる職員の配置等は非常に困難です。聴覚障がい者における行政サービス窓口の一元化を行うなど、まずは現在ある資源の活用を最大限にできたらと考えます。

5	(1) 公費助成して行うべき	(1) 候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報入手の制限は、憲法に反する事態である。早急に公職選挙法を改正すべきである。障害者権利条約の批准や「意見書」にもとづく障害者差別禁止法の制定を求める立場からも、参政権などの保障は当然だと考える。	(1) 字幕は必要と考えます。
	(2) 行う方針	(2) 総選挙小選挙区の持ち込みビデオについては、日本共産党本部が責任をもって手話通訳と字幕の付与を実施している。	(2) 今回の政見放送についても、重要な部分には字幕をつけております。
6	制定に向け、国民的議論が必要	障害者権利条約の批准をすすめる上で、実効性のある障害者差別禁止法の制定が不可欠である。総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど反映されておらず、当事者の怒りを呼んだ。そうした暴挙をくりかえすことなく、差別禁止部会がまとめた「意見書」にもとづく法案が提出されるよう求めていく。	
7	今後制定に向けた国民的議論が必要	障害者権利条約第21条「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」や、先の障害者基本法改正による付帯決議の「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることを考えても、情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律は必要である。	法律の設定よりも、現状に即した情報アクセスコミュニケーション手段の拡充へ社会の意識を高めていく事が大切だと考えます。
8		障害者権利条約の批准をすすめるためにも、「基本合意」、「骨格提言」にもとづく障害者総合福祉法を制定する必要がある。応益負担はなくし、福祉や医療を無料にして、障害者のくらしと権利を守るために力を尽くす。	発達障がい児・者及び支援を必要とする児に対する包括的支援策を考えております。

【4区】

	田村謙治 (民主党)	望月義夫 (自民党)	藤浪義浩 (共産党)	小林正枝 (未来)
1				
2				
3				
4	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし
5				
6				
7				
8				

【5区】

	細野豪志 (民主党)	吉川 昶 (自民党)	大庭桃子 (共産党)
1	回答なし	回答なし	障害者総合支援法は事実上の障害者自立支援法です。基本合意や「骨格提言」にそった障害者総合福祉法を実現します。障害者の福祉や医療を無料にすることは当然で、地域間格差をなくした全国共通のしくみをつくります。
2			聴覚障害者にとってなくてはならない基本的な支援です。それにもかかわらず、自治体の裁量による自治体間格差が生まれていることは大きな問題です。身体障害者手帳所持を条件としない、必要とされる人が使える包括的な支援となるよう、国は十分に予算を配分すべきです。
3			コーディネーターの役割は非常に大きいです。そこで意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターは設置を義務化し、専門性が高く役割が大きいことにふさわしく報酬を保障すべきです。
4			いずれも不可欠な行政機関の情報提供です。公的機関が先頭にたつてアクセシブルな情報の提供をおこなうことは当然実施されるべきものです。
5			(1) 参政権を行使するための情報入手の制限は、憲法に反する事態です。早急に公職選挙法を改正すべき。障害者権利条約の批准や「意見書」にもとずく障害者差別禁止法の制定を求める立場から参政権などの保障は当然です。
			(2) 小選挙区の持ち込みビデオにおいて、党本部は責任をもって手話通訳と字幕の付与を実施しています。
6			障害者権利条約の批准をすすめる上で、実効性のある障害者差別禁止法の制定が不可欠です。総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど反映されず、当事者の怒りを呼びました。そうした暴挙をくりかえすことなく、差別禁止部会がまとめた「意見書」にもとずいた法案が提出されるよう求めます。
7			障害者権利条約第21条「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」や、障害者基本法改正による付帯決議で記載されていることから情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律は必要です。
8	障害者権利条約の批准をすすめるためにも、「基本合意」、「骨格提言」にもとずく障害者総合福祉法を制定することです。応益負担はなくし、福祉や医療を無料にして、障害者のくらしと権利を守ります。		

【6区】

	渡辺周 (民主党)	勝俣孝明 (自民党)	井口昌彦 (共産党)	日吉雄太 (未来)
1		自民党は同法改正のなかで障害程度区分から障害支援区分に修正をするなど、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いがわかる様に改正を行いました。地域格差や不十分な予算措置については、今後税制の許す限りの予算の拡充をはかるべきと考えております。	障害者総合支援法は、名称を変えただけで、事実上障害者自立支援法です。障害を自己責任とし、家族収入を含めて応益負担を課すしくみはそのままです。障害者自立支援法違憲訴訟団と国との基本合意や総合福祉部会「骨格提言」に反映させた障害者総合福祉法を実現します。障害者の福祉や医療を無料にすることは当然です。障害者予算を抜本的に引き上げ、地域間格差のないしくみをつくります。	
2	回答なし	社会福祉の様々な分野において自治体ごとに利用条件が異なってしまう現状があり、特に手話通訳者や要約筆記者の派遣が必須になりながらも身体障害者手帳の有無で差別されてしまう事実は課題と認識しています。どの自治体であったも差異なく必要とされるコミュニケーション支援が事業として実施される様に働きかけて参りたいと考えています。	国が市域生活支援事業予算を抑えていることから、聴覚障害者の生活にとって不可欠なコミュニケーション支援事業が自治体の裁量に任せられ、同じサービスであるのに格差が生まれているのは問題です。国は十分な予算を配分し、必要とされる人がきちんと使えるようにすべきです。また、身体障害者手帳所持を条件とすべきではありません。	回答なし
3	回答なし	コーディネーターの役割は大きいにも関わらず、その重要性和有効性が十分に社会で共有されていない事は誠に遺憾です。コーディネーターの役割と意義、そして認知を高める様に支援し、将来的に都道府県で適正な報酬が保障されるようにその運動も支えて参りたいと思います。	意思疎通支援従事者が派遣コーディネーターの設置を義務とし、専門性にふさわしく報酬を保障すべき。	回答なし
4		憲法14条のうたう平等原則に従って、特に行政機関は何人であっても、行政サービスの手続きは平等に取り扱う義務があります。財政・人的資源の許す限り、窓口業務を担当する職員への筆談等のコミュニケーション研修やその他職員への理解を求める研修は積極的に行うべきだと考えております。	おっしゃるとおり、国民であれば、障害の有無にかかわらず、だれもが平等に行政のサービスを受けることができるようにすべきだと思います。地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員配置などは、行政機関が当然やるべきことだと思います。	
5		(1) 静岡県自民党では今回の衆院選挙でも手話通訳を加えており、他の党や選挙でも同様にすべきと考えております。	(1) 候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報入手が制限されている状況は、憲法に照らしてまったく不当なものであると考えます。公職選挙法を早急に改正すべきです。	

	<p>(2) 私たちの陣営でも決起大会に手話通訳サービスを含めるなど、情報保障には積極的に取り組んで参ります。</p>	<p>(2) 全国の総選挙小選挙区の持ち込みビデオは、日本共産党本部が手話通訳と字幕を付与しています。</p>	
6	<p>障害者が「合理的配慮の不提供」「不均等待遇」によって著しく不利益な差別を被っていることは誠に遺憾であります。その中で、既存の法令改正によって一定の解決が計られるのか、または障害者差別禁止法のような新たな一般法を制定すべきか慎重に検討をして参りたいと考えています。</p>	<p>障害者権利条約の批准を進めるうえで、実効性のある障害者差別法の制定が大事です。総合支援法では、「骨格提言」をほとんど反映されず、みなさんの期待は裏切られ、怒りが広がりました。差別禁止部会の「意見書」に基づく法案が提出されるよう求めています。</p>	
7	<p>全ての国民が等しく社会のあらゆる分野で情報コミュニケーションやアクセスを保障される事は不可欠であり、また法制度の整備でも単なる努力義務に留まらず、実効性のある法整備を検討して参りたいと考えています。</p>	<p>障害者権利条約第 21 条『表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会』や、障害者基本法改正による付帯決議に「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることから、情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律が必要です。</p>	
8	<p>私は「国家からの個人の自立」をモットーに政治活動をしております。障害者も当然含んだ全国民が国家から自立するにはまず、障害者が自立できる社会づくりを国家は責任を持って行なわなければなりません。その一環として、早期発見と早期治療を推進することにより、多くの児童が成長する過程で自力を促すようにしていきたいと思ひます。</p>	<p>「基本合意」「骨格提言」に基づく障害者総合福祉法を制定。応益負担をなくして福祉や医療を無料して障害者の生活と権利を守りたい。</p>	

【7区】

	斉木武志 (民主党)	城内実 (自民党)
1	回答なし	回答なし
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

【8区】

	斎藤進 (民主党)	塩谷立 (自民党)	平賀高成 (共産党)	太田真平 (未来)	源馬謙太郎 (維新) 【党として回答】
1	回答なし	回答なし	回答なし	回答なし	検討事項の継続したアセスメントを行い、結果に添った政策の変更立案は行うべき。
2					市町村により差異があるのは残念な事
3					現在都道府県単位で設置されている障がい者就労支援事業所などを、視覚障がいを含め様々な障がいの支援事業所としての利用の拡大を行うべき又コーディネート事業や意思疎通支援従事者の身分保障については福祉産業としての産業化に努めたい。
4					福祉資源としての手話通訳者が不足している現状、行政機関細部に手話のできる職員の配置等は非常に困難です。聴覚障がい者における行政サービス窓口の一元化を行うなど、まずは現在ある資源の活用を最大限にできたらと考えます。
5					(1) 字幕は必要と考えます。
					(2) 今回の政見放送についても、重要な部分には字幕をつけております。
6					
7					法律の設定よりも、現状に即した情報アクセスコミュニケーション手段の拡充へ社会の意識を高めていく事が大切だと考えます。
8	発達障がい児・者及び支援を必要とする児に対する包括的支援策を考えております。				